

経過を熟知して保証人になる人たちとは区別した扱いをすべき」と指摘をした後に保証人になった、S氏とY氏とは一定の「区分」をすべきです。現段階で、「当初から保証人になったままのE氏」について、仮に個人的な責任が求められ、具体的な被害をこうむったときには「保証人になった個人の責任」は感じてもらう必要がありますが、津山市が「実情を考慮」した扱いをすべきです。

これは、保証人問題を市議会が「解決する」というのではなく、「堂々巡りの論議」を終えて、市議会として一定の方向性を見出し、当局に「実施を要望する」という意思決定です。

この課題については、委員会の中で少数意見ではありませんが「E氏もS氏も同じ職員という立場であり、区分すべきではない」との意見があったことを付記しておきます。

資金流用のしくみについて

津山の再開発事業は、三つのビルを「連鎖型事業」とし、一つの再開発という立場で「全体準備組合」を組織して、コンサルやデベロッパ、岡山県や津山市との係わり合いをもって事業推進を図ってきました。

そして、アリコバールしんぎを津山市南新座

地区市街地再開発組合、アイふきやを津山市吹屋町第三街区市街地再開発組合、アルネを津山市中央街区市街地再開発組合として、三つの組合を正式な事業推進組合として設立し、再開発施行区域内の土地等の取得をする目的でつくれた「津山中央開発株式会社」と、地区外の土地



斡旋をすることと出来上がったビルの管理をする目的でつくった「津山商業開発株式会社」を合わせて、四つの「組合」と二つの「会社」が複雑に絡んで資金流用等が行われており、その資金の流れの全容が解明しきれいていません。この件を解明することは、津山の再開発の実情を解明する上でカギになる点であり、これからも、最善の努力で全面的な解明に取り組みたいと思います。

連鎖型ビルの課題は

アリコバールしんぎの南新座組合が解散し、本来の目的が果たされていないとされていますが、これは、表面的な「繕い」の結果であり、内容的には「成功していない」と強く指摘をしなくてはなりません。

売れなかつた保留床を「商業開発株式会社」が購入し、その資金を銀行から一時借り入れていましたが、その後、津山市中央街区再開発組合（アルネ）から十四億円借り入れて後始末し、未払いのままに「津山商業開発株式会社」を自己破産させているからです。

本来の「再開発事業の成功」ということであれば、全ての保留床が販売され、必要な事業費が捻出できているということであり、仮に「未